

目次

N-CV-3rd-★上告状	2
---------------	---

上告理由書兼上告受理申立理由書 N

令和 3 年 3 月 29 日

最高裁判所 御中

上告人（原告）

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1

職業 農業

今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生)

電話・FAX 0278-72-5353

被上告人（被告）

住所(送達場所) 〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1 丁目 1 番 1 号

国 同代表者 法務大臣 上川陽子

慰謝料請求上告事件 訴訟物の価額 10 万円 貼用印紙額 2,000 円

上記当事者間の、東京高等裁判所 令和 2 年(ネ)第 2959 号慰謝料請求控訴事件について、令和 3 年 3 月 24 日に言い渡された下記判決は、後述の理由により、全部不服なので、上告と上告受理を申し立てる。

第 1 原判決の表示

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

第 2 上告及び上告受理申立の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第 3 上告理由及び上告受理申立理由

1 虚偽表示無効

原判決は、「よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。」と判示している。

しかしながら、私の当り前の訴えを、合理的根拠無く、無視している。 後述の通り、3 重に無効である。私の訴えを理由がないとしたのは虚偽であり、心証だけで理由が無いのは、逆に、原審のほうである。

訴えを否定した理由や、心証の理由が、全く無いので、当然に、全てを斟酌したという証拠も無い。

裁判とは、社会的妥当性の最終決定であるから、必然的に合理的根拠は不可欠である。

またそもそも、一審に理由が無いことが控訴理由であり、また、控訴とは理由を掲げて判決の見直しを求める不服申立であるから、理由も無く「全て一審通り」では、二重に手続たり得ない。

脅迫を訴えているのに蓋然性の判定が無く、予見可能性違反を訴えているのに、その判定が無い。

理由も無いのに否定はできないのに、抗議(控訴)してもなお言い張る。 事実どこにも理由が無い。

こんなものは当りに裁判とは呼べない。これを正当と言い張り、判例に残そうとする狂気。

このように、幾重にも呆れ果てた倒錯なのであり、当りに、国家的隠蔽の証左である。

また、広義の判例違反(差別)でもあるから、当りに、公序良俗違反(民法 90 条)により無効である。

These judgments are apparently absurd and mad abuse!!!

★★★ 3 重に無効である

★第一に、訴えを無視している点

裁判とは、紛争の解決の為に、中立機関が、紛争原因に対して、正当な基準を適用して、法的拘束力の有る最終判断を示すことであるが、紛争原因を誤っており(無視)、正当な基準を適用していない(偽装)。

★第二に、当り前のことを常に無視している点

当り前のことを認めなければ、無秩序の、殺し合いの社会となる。

★第三に、合理的根拠が常に無い点

当り前のことを無視した合理性の無い権力行使は許されない。

むしろ、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反であり、法定された職責違反である。

よって、正当業務行為どころではなく、手続を受ける権利の行使の妨害である。

●全判決共通の不当性

不可避の判断要素を無視し、事実認定を誤ることにより、人権侵害を看過している。

後述のような、私の当り前の訴えを合理的根拠無く無視した判決は、極め付けに反社会的であり、付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものであり、その違背が著しく不当又は不法であって、およそ裁判官としての誠実な権限行使と認め難い程度に不合理であり、正当業務行為どころではない。職責違反かつ予見可能性に基く結果回避義務違反であり、手続を受ける権利の行使の妨害である。

★法令違反であること

- ・民事訴訟法 2 条「裁判所の公正」、「信義に従い誠実に民事訴訟を進行」
- ・民事訴訟規則 79 条 3 「事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」
- ・民事訴訟規則 80 条「抗弁事実を具体的に記載し」
- ・民事訴訟法 247 条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果をしん酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」
- ・★民事訴訟法 312 条「上告は、判決に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに、することができる。」
- ・★民事訴訟法 312 条 2 項六号「判決に理由を付せず、又は理由に食違があること。」
- ・★民事訴訟法 318 条 1「最高裁判所の判例と相反する判断がある事件」
- ・★民事訴訟法 318 条 1「その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件」
- ・★★民事訴訟法 338 条の四「判決に関与した裁判官が事件について職務に関する罪を犯したこと。」

- ・★★民事訴訟法 338 条の十「不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触すること。」
- ・裁判所法 49 条「職務を怠り」、「理由の無い審理」、「重大な法令の適用ないし遵守の上での過誤」
★それによる人権侵害であること

- ・憲法 13 条「自決権」
- ・★憲法 13 条又は 31 条「適正な手続を受ける権利」
- ・★憲法 32 条「裁判を受ける権利」
- ・★憲法 76 条○3「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」
- ・★憲法 99 条「憲法遵守義務」

★広義の判例違反であり、社会的妥当性への違反であること

- ・★民法 1 条 2「信義則」
- ・★民法 90 条「公序良俗違反」
- ・★刑法 103 条「犯人隠避罪」、刑法 193 条「公務員職権濫用罪」、刑法 222 条「脅迫罪」

●全機関が当り前のことを無視した不当性

当り前のこととは事件により、法令、経験則、論理則、蓋然性、などである。

第一に、反社会性であり、不合理の極みなので、公の秩序又は善良の風俗に反する事項(社会通念の偽装)を目的とする法律行為(判断)と言え、公序良俗違反(民法 90 条)である。

第二に、人権侵犯性であり、「(我々は)お前を認めない」との非人扱いであり、人格的生存(生命、自由、名誉)への無言の害意であり、生命に対する権利(憲法 13 条)や自決権(憲法 13 条)や適正な手続を受ける権利(憲法 13 条又は 31 条)の侵害である。

同時に、信義に従った誠実な義務の履行(判断)とは言えないので、著しく信義則(民法第 1 条 2)違反であり、予見可能性(訴えと職責)に基く結果回避義務違反なので、手続妨害であり、公務員の犯罪告発義務(刑訴法 239 条 2)違反であり、非行(国家公務員法 82 条)であり、信用失墜行為(国家公務員法 99 条)であり、憲法遵守義務(憲法 99 条)違反であり、職務上の故意または過失である。

A ● 規定された上告理由に該当する

「全判決共通の不当性」に既述の通り、原判決、一審、二審とも、3 重に無効である。

これらは、社会通念上の広義の違反なので上告理由にも上告受理申立理由にも当る。

したがって、上告と上告受理を同時に申し立てる。

B ●● 仮に規定された上告理由に該当せずとも、職責として無視できない

★実質的に事実審が一度もなされていない(三審制の問題ではない)。

最高裁には、終審裁判所としての使命(憲法 81 条)はもちろんのこと、法令の適用解釈の統一や、全司法を指導すべき使命が有る。民事訴訟法 312 条 1,2 項や同 318 条 1 項だけが使命ではない。

また、そもそも最高裁が上告理由を限定している趣旨は、対象を絞り込んで上告審を迅速化させる為で

あるが、それは一審二審における事実認定が概ね適正に行われることが前提である。

然るに、本件ではその前提が満たされておらず、組織的な司法拒絶という、現行司法制度の前提外の非常事態であり、無視すれば、実質的な事実審がなされないまま、犯罪が隠蔽される。

少なくとも、これを看過することが甚だしく社会不正義であることは誰でも判る。

上告理由の規定(限定)自体が不適切なのか、職責放棄なのか、いずれにせよ、最高裁の過失と言える。

要するに、最高裁の私への却下決定は全て、その職責に比し、片手落ちである。

自らに帰責性の有る瑕疵を、却下の口実として悪用しているに過ぎない。

C★一審が、求釈明も事務連絡も無しに、1年以上も訴状を送達しなかったこと

一審の菅家忠行裁判長は、平成30年8月13日午後2時頃に私が前橋地方裁判所(群馬県前橋市大手町三丁目1番34号)にて提出した4件と、平成30年9月10日午後2時頃に同所にて提出した本件、の訴状5件を、求釈明も事務連絡もしないまま、長期間送達せず、訴訟開始を遅らせ、私の権利を侵害した。この間、他の同地裁職員らも私の再三の抗議を無視した。

これは、訴状審査権の濫用による、裁判を受ける権利や適正な手続を受ける権利の侵害であり、差別あり、極めて重大な訴訟ルール違反である。

★事実認定の問題に過ぎない旨も、片手落ちである

既述の通り、事実審が実質未済であることを無視している。

慰謝料請求の判定とは、すべからく、不法行為事実の認定の問題なのであり、これを全て上訴の対象外とするならば、民事訴訟制度は成り立たない。

つまり正しくは、判決に影響せず、かつ、基礎事実でも主要事実でもない事実だけが、捨象できるのであり、付言すれば、この基準を曖昧にしたままの上告審査の運用の現状は欺瞞である。

★最高裁は上告審査基準を明確化すべきである

摘示を省くが、規定された上告理由以外でも受理された事例も、過去には多数有る。

これらの運用基準を公開し、正当性(客観的合理性)を世に示す必要が有る。

2 以上のとおり、原判決には理由が無く、誤った認定なので、取り消されるべきである。

第4 上告理由及び上告受理申立理由の説明

全ては欺瞞国家の陰謀である

つまり原審も、「(私の場合に限り)不当ではない」の旨の虚偽(判例違反・差別)なのであり、全日本人が私への包囲網の確信犯として通謀し、当り前の違法性を認めないことによって皆で犯罪を正当化し、また、私の判例だけを永久にタブー扱いして封印することによって、判例一般の持つ同様事例への拘束力に因る社会秩序の混乱を避ける狙いの、社会通念の国家的偽装の陰謀なのであり、最高裁による上告却下こそが、その総仕上げである。

第5 上告理由及び上告受理申立理由の詳細

一審二審とも、当り前の訴えを、合理的根拠無く、無視しているので、3重に無効である。

繰り返すが、以下はいずれも他の不法行為の前提事項ないし主要事実であり、そこから法務省両職員
の予見可能性が生じるのだから、判定は不可避である。 洩らしたことは判決への影響は必至である。

詳しくは控訴状の通りであり、無視された私が改めて摘示する筋合いではないが、項目だけ列挙する。

これらは実質的な判定洩れ(脱漏)とも理由不備とも言えるが、ひとまず脱漏と見る。

★★★★★被告国と一審が条約違反と国の作為義務を無視したこと(後発の不当性) 脱漏

私の国連人権理事会への当該通報は、れっきとした条約である、Human Rights Council resolution
5/1 of 18 June 2007 に基く手続であるから、そこに規定された申立人への連絡を国連人権理事会が怠
ったことは、明白な条約違反であり、それによる適正な手続を受ける権利の侵害である。

国外機関の条約違反による自国民の被害を無視する国家など有り得ない。 裏切りである。

★★★当り前の予見可能性(99%以上で国連の条約違反)

★20180710～、UN・HRC が、UN・HRC5/1 決議に基く「大規模かつ信頼できる証拠のある一貫した
形態の人権侵害」としての私の被害届を 3 手段(EMS,e-mail,FAX)とも黙殺した。

たとえいかなる不備が有っても、一切連絡無というのは、規定違反かつ失礼な、有り得ない選択である。

また、3 手段とも無視という事実は、偶然(過失)では起こり得ないので、故意の無視と言える。

(1) 3 度とも見落とす蓋然性は無く、しかも 3way の対応者は、其々異なるはず。

(2) 半年毎の審査であり、既に 2 年半以上も経っているので、確率 99%以上で審査済のはず。

(3) ★審査済だとすれば、一切の通知を受けていないので、以下の違反である。

Human Rights Council resolution 5/1 of 18 June 2007 の第 106 項は、通報の申立人が主要な
各段階で審査状況に関する通知を確実に受けること、を規定している。

106. The complaint procedure shall ensure that both the author of a communication and the
State concerned are informed of the proceedings at the following key stages: (a)When a
communication is deemed inadmissible by the Working Group on Communications or when
it is taken up for consideration by the Working Group on Situations; or when a
communication is kept pending by one of the Working Groups or by the Council;

(b)At the final outcome.

●反論 作為義務の内容や法的根拠が不明の旨(一審判決 4 頁、控訴状 2 頁) 理由不備

日本国として、まず、この条約違反を糾す必要が有ることは誰でも判る。 不明の余地など無い。

★たとえ不明であれ、国連の条約違反である以上は 100%、憲法第 98 条の国際約束の遵守義務が生
じるのだから、被告国も裁判所も放置できないのに無視した点こそ、司法拒絶の象徴である。

国連憲章に基く義務により、相手にも遵守させる必要が有ることを敢えて以下に示す。

・国連の目的：平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決

・(Article 2) すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益を加盟国のすべてに保障する
ために、この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。

・(Article 14) 一般的福祉又は諸国間の友好関係を害する虞があると認めるいかなる事態、国際連合の目的及び原則を定めるこの憲章の規定の違反から生ずる事態が含まれる。

・(Article 34) 安全保障理事会は、いかなる紛争についても、国際的摩擦に導き又は紛争を発生させる虞のあるいかなる事態についても、その紛争又は事態の継続が国際の平和及び安全の維持を危くする虞があるかどうかを決定するために調査することができる

・(Article 35) 国際連合加盟国は、いかなる紛争についても、第 34 条に掲げる性質のいかなる事態についても、安全保障理事会又は総会の注意を促すことができる。

●反論 虚偽の理由を用いて他機関に誘導したとは言えない旨(一審判決 4 頁、控訴状 3 頁)

●反論 法務省両職員が法的義務に違反したとは言えない旨(一審判決 4 頁、控訴状 3 頁)

何を以って言えないのか?

理由不備

国連が規定された手続を怠ったことは私の人権侵犯なので、まさに人権擁護局の所管であるから、法務省では関知しない旨は虚偽と言え、また、国連広報に誘導したのは、反訳書の通り、事実である。

少なくとも、法務省以外の所管部署を示さなかったことの手続妨害効果は否定できないし、また、両名が一方向的に通話を断ち切ったことは尋常な対応ではないので、著しく信義則違反かつ差別と言える。

また、条約違反を判定するのが裁判所である以上、裁判所が属する法務省が無関係とは言えない。

当り前の予見可能性を無視した、虚偽や受付拒否による、信義則違反、公序良俗違反である。

●反論 反射的利益だから原告適格が無い旨(一審判決 4 頁、控訴状 3 頁)

理由不備

★★★★国連への背信

★広義の判例違反

ご承知の通り、「公共の福祉」論の濫用による人権侵害の懸念に対し、日本は常に「有り得ないこと」と国連に報告して来たが、この「被害者が、捜査から受ける利益は、反射的利益に過ぎないから、原告適格が無い」旨は、まさにその懸念のケースそのものなので、国連への背信と言える。

第 40 条 1 (b) に基づく自由権規約委員会への第 4~6 回報告において、日本はいずれも、「「公共の福祉」の概念の下、国家権力により恣意的に人権が制約されることはあり得ない。」と報告している。

●反論 原告独自の見解である旨(一審判決 5 頁、控訴状 3 頁)

理由不備

自らは無根

居直り強盜的

因縁による名誉毀損

●反論 包囲網の实在の証拠は無い旨(一審判決 5 頁、控訴状 3 頁)

蓋然性の問題

脱漏

★★★★★各事象の蓋然性と相互関連性は天文学的に超高度である。

恣意性一覧表の全事件を総合すれば、相互関連性(因果関係)として、实在を認めざるを得ないはず。

付言すれば、国連による私の通報の無視や、この狂気の隠蔽判決こそが、包囲網の動かぬ証拠である。

★被告の理由の無い否認答弁の不当性を看過したこと(控訴状 3 頁)

脱漏

信義誠実に従った訴訟追行義務(民訴法 2)違反であり、訴訟の進行妨害である。

・民事訴訟規則 79 条 3「事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」

第 6 附属書類

副本 7 通

以上